【資料１】

**第３８回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま２０２６）**

**総合開会式・閉会式基本計画策定業務委託　プロポーザル実施要領**

１　趣旨

「第３８回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま２０２６。以下「大会」という。）」は、大会に参加されるすべての方がスポーツや文化・芸術活動を楽しむとともに、埼玉県の魅力やおもてなしがいつまでも心に残る大会を目指し、「咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国」をテーマに、令和６年11月７日（土）から10日（火）まで４日間にわたって開催されるスポーツ・文化・健康・福祉等の総合的な全国イベントである。

この中で総合開会式は、大会を象徴するオープニングイベントであり、全国からの参加者が一堂に会する唯一の機会であることから、本県の魅力を余すことなく伝え、県全体がワンチームで歓迎し、おもてなしの気持ちを伝える内容としなければならない。

また、総合閉会式は、大会のフィナーレを飾るとともに、次期開催地である東京都にねんりんピックの意義を引き継ぐという重要な役割を担っている。

このため、これら式典を埼玉の魅力があふれるものとするべく、同種イベントの企画運営の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者に、大会の総合開会式・閉会式基本計画策定業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

２　委託業務の概要

（１）業務名

第３８回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま２０２６）総合開会式・閉会式基本計画策定業務

（２）委託期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

（３）委託金額の上限額

１，９９６，５００円（消費税及び地方消費税を含む）

（４）業務内容

【資料２】仕様書による

３　実施スケジュール

（１）プロポーザル実施の公表 令和６年９月１０日（火）から

（２）実施要領等に関する質問の受付 令和６年９月１７日（火）１７時まで

（３）実施要領等に関する質問の回答 令和６年９月２４日（火）１７時まで

（４）参加意思表明書の締め切り 令和６年９月２５日（水）１７時まで

（５）参加資格確認結果の通知 令和６年９月３０日（月）１７時まで

（６）参加が認められない理由の請求 令和６年１０月３日（木）１７時まで

（７）企画提案書の提出締め切り 令和６年１０月１７日（木）１７時まで

（８）プロポーザル審査委員会の実施 令和６年１１月５日（火）

（９）審査の結果の通知 令和６年１１月上旬（予定）

（10）契約締結 令和６年１１月上旬（予定）

４　参加者の資格に関する事項

　本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（ＪＶ）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）単独企業

ア　同種の全国規模のイベントにおいて、式典演出や会場設営業務等の企画・運営を実施した経験を有する者であること。

イ　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。

エ　埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年３月31日付け入審第513号)に 基づく入札参加停止期間中でない者であること。

オ　埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年４月１日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ　会社更生法（平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ　法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

（２）共同企業体（ＪＶ）による参加

ア　構成員のいずれかが、上記４（１）アに掲げる要件を満たしていること。

イ　全ての構成員は、上記４（１）イ～キに掲げる要件を全て満たしていること。

ウ　各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体（ＪＶ）の構成員を兼ねている者でないこと。

５　プロポーザル等に関する質問の受付

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、【様式１号】質問票を提出すること。

（１）提出期間　９月１７日（火）１７時必着

（２）提出方法　電子メールで提出すること。提出の際の件名は「（企業名）ねんりんピック総合開会式・閉会式基本計画策定業務委託　質問票」とすること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

（３）回答方法　 質問に対する回答は、９月２４日（火）１７時までに、埼玉県ホームページで公開する。

６　参加意思表明書の提出、参加資格の確認

（１）参加意思表明書の提出

ア　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| ① | プロポーザル参加意思表明書【様式２号】 |
| ② | 会社・団体等概要【様式３号】 |
| ③ | 共同企業体（ＪＶ）にあっては、共同企業体協定書の写し（案でも可）（案の場合は、企画提案書等の提出時に協定書の写しもあわせて提出すること。） |
| ④ | 同種の全国規模のイベントにおいて、式典演出や会場設営業務等の企画・運営を行った実績を確認することができる書類（契約書の写しなど） |

イ　提出期限

令和６年９月２５日（水）１７時まで

ウ　提出方法

　電子メールで提出すること。提出の際の件名は「（企業名）ねんりんピック総合開会式・閉会式基本計画策定業務委託　参加意思表明書」とすること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

エ　参加資格確認結果

令和６年９月３０日（月）１７時までに通知する。

オ　留意事項

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。

（イ）提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。

（ウ）共同企業体（ＪＶ）での参加の場合は、①②を共同企業体（ＪＶ）につき１部ずつ作成の上、共同企業体（ＪＶ）の名称、代表者及び構成員等を記載した「共同企業体協定書」とともに提出すること。

（２）参加資格の喪失及び辞退

　参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

　また、都合により辞退する場合には、【様式４号】プロポーザル参加辞退届を提出すること。

（３）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア　参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限

令和６年１０月３日（木）１７時まで

（イ）提出方法

　電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

イ　ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会事務局は、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を説明するものとする。

７　企画提案書等の作成及び提出

（１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 企画提案書提出届【様式５号】 | １部 |
| ② | 本業務実施フロー【様式６号】 | １５部 |
| ③ | 総合開会式・閉会式に向けた役割分担の提案【様式７号】 | １５部 |
| ④ | 企画提案書※１、企画提案書概要（Ａ４版１枚） | １５部及び電子データ |
| ⑤ | 見積書※２※３ | １部 |
| ⑥ | 共同企業体協定書の写し※４ | １部 |

※１　【資料３】企画提案書作成要領に基づき、作成すること。

※２　本業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会 会長 大野元裕あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、提出すること。

※３　見積額が上記２（３）の委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としないものとする。

※４　共同企業体(ＪＶ)にあって、参加意思表明書の提出時に共同企業体協定書（案）を提出した者のみ。既に共同企業体協定書の写しを提出している者は不要。

（２）提出期限

令和６年１０月１７日（木）１７時まで（必着）

（３）提出方法

ア　上記７（１）①、②、③、⑤、⑥については、郵送、持参による書面での提出または電子メールによる電子データでの提出とすること。郵送、持参による提出の場合は、記載の部数を提出すること。

イ　上記７（１）④については、郵送、持参による書面での提出及び電子メールによる電子データ（Word、Excel又はPowerPoint形式のいずれかとPDF形式の両方　各一式）での提出とすること。郵送、持参による提出は、記載の部数を提出すること。

ウ　郵送での提出においては、配達記録が残る書留等で行うこと。

エ　電子メールでの提出においては、提出後、電話により送信した旨の連絡をすること。

（４）留意事項

ア　提出できる企画提案書は、１案とする。

イ　提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

ウ　一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引換え又は撤回することができない。

８　プレゼンテーション審査と委託候補者の選定方法

（１）プレゼンテーション審査

【資料４】プロポーザル審査要領に基づき、企画提案によるプレゼンテーションを審査する。なお、プロジェクター、スクリーン等の使用を希望する場合は、事前にねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会事務局まで申し出ること。

（２）審査日程

令和６年１１月５日（火）（時間等詳細は、参加者に別途連絡する。）

なお、１参加者あたり、プレゼンテーション２５分、質疑応答１５分の計４０分程度の予定とする。

（３）会場

参加者に別途連絡する。

（４）結果通知

審査結果は後日、全ての提案者に通知する。

また、最優秀提案事業者名等は、埼玉県ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

９　契約に関する事項

（１）契約の相手方

上記８により最優秀提案事業者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更することや、委託業務の内容を追加、又は修正する場合がある。

（２）次点の繰り上げ

上記８により最優秀提案事業者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約内容に関する協議等を行った上で、契約を締結することとする。

10　失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

（１）審査委員、実行委員会事務局職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（２）提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

11　その他

（１）提出された書類は、返却しない。なお、実行委員会に提出された書類は、埼玉県情報公開条例（平成１２年１２月２６日条例第７７号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

（２）企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。

（３）選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会に帰属し、無償で当実行委員会に譲渡するものとする。

（４）選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

（５）企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

（６）本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しない。

（７）本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

12　書類の提出先及び問合せ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第三庁舎２階）

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会事務局

（埼玉県福祉部高齢者福祉課ねんりんピック推進担当内）

TEL：048-830-3215　FAX：048-830-4702　 E-mail：a3240-25@pref.saitama.lg.jp

※　ファイル容量が１０MB を超えるものは、事務局システムの都合により電子メールを受信することができないため、あらかじめ協議すること。また、電子メール送信時は、到達確認の電話をすること。